



高度無線環境整備推進事業(一次補正予算)の概要

- 自治体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援
- 本事業の支援対象地域は、原則条件不利地域であるが、今回の補正予算においては、未整備の学校(※)を含めて整備する場合、条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大する。

(※)小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

【令和2年度補正予算:30.3億円】

ア 事業主体: 直接補助事業者: 都道府県、市町村、第3セクター
間接補助事業者: 電気通信事業者

イ 対象地域: 下記①または②のいずれかに該当する地域

①条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

②未整備の学校を含めて整備する場合は、財政力指数0.8以下の自治体又は人口密度500人/km²以下の町字

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合:

(自治体が整備を行う場合)

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【離島以外】

国(※) 1/2	自治体(※) 1/2
-------------	---------------

(※)財政力指数0.5以上の自治体は
国庫補助率1/3

(第3セクター・電気通信事業者が整備を行う場合)

【離島】

国 1/2	3セク等 1/2
----------	-------------

【離島以外】

国 1/3	3セク等 2/3
----------	-------------

イメージ図

